

介護(高齢)事業所様対象

川崎市の事業所専用相談窓口です  
介護職員等処遇改善加算

# コールセンター

専用番号：045-211-5871

※R8年4月,R9年3月のみ 増回線 ⇒ 045-211-5872

専用Mail: kawasaki-14@kaigo-center.or.jp

開設期間：令和 8年4月1日～令和9年3月31日

対応時間：9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始12/29～1/3除く)

ご質問の前に、事業所名、  
事業所サービス、お名前、  
連絡先をお知らせください。



上位  
加算を!

メール  
相談も!

無料  
です!

## 【相談内容の例】

- 介護職員等処遇改善加算の内容や要件
- 本加算の取得手続き(申請方法や提出方法)
- 様式(計画書や実績報告書等)の作成方法や書き方
- 本加算の算定要件を満たすために必要な取組み

### 【本コールセンターを利用する際の注意事項】

- 多くの事業所の方に円滑に御利用いただく観点から、1回あたりの相談対応時間は概ね30分を限度とします。
- 30分以上の時間を要するなど、個別具体的な相談(専門相談)については、社会保険労務士が別途対応します。こちらの専門相談を希望する場合、別添の「無料専門相談申込書」に必要事項を記載し、メールかFAXで本センターへお送りください。なお、多くの事業所の方に円滑に御利用いただく観点から、1回あたりの相談時間は2時間まで、1事業所あたりの相談回数は概ね3回までとさせていただきます。
- 本事業は川崎市からの受託事業であることを踏まえ、川崎市内の介護事業所の方からの相談を対象としています。なお、匿名での相談は対応できませんので、御了承ください。(相談の前に、事業所名、サービス名、お名前や連絡先をお伺いします。)
- 本コールセンターによる案内・説明は、本加算の算定に向けた検討や具体的手続き等の円滑化を図るための技術的助言に留まるものであり、その説明内容によって損害等が発生した場合でも、川崎市及び本コールセンターは一切の責任を負いかねますので、御了承ください。事業者の責任において本加算の算定要件等を十分に理解し、計画書・実績報告書などの各種様式の記載例等を入念に確認した上で、必要な手続きを適正に行ってください。
- 相談内容によっては、他の関係機関などをご案内する場合があります。

受託団体  
お問い合わせ先



公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F

<http://www.kaigo-center.or.jp>

